

17 特別支援教育

1 特別支援教育の推進

(1) 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

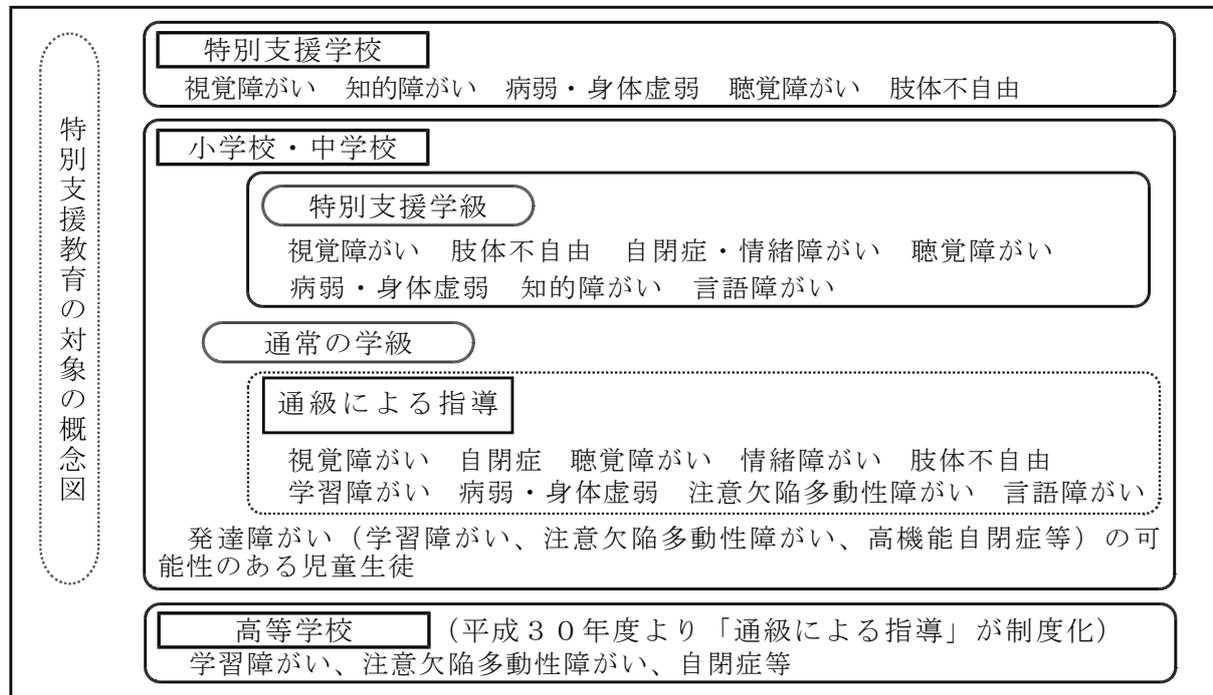
さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

文部科学省（平成19年4月1日）「特別支援教育の推進について（通知）」より

※ 本稿では、道教委作成の他の資料と同様に、国の通知や法令等の引用では「障害」とし、それ以外の表記では「北海道障がい者条例」に基づき、「障がい」と表記を統一しています。

(2) 特別支援教育の対象

特別な教育的支援を必要とする全ての幼児児童生徒が対象となります。



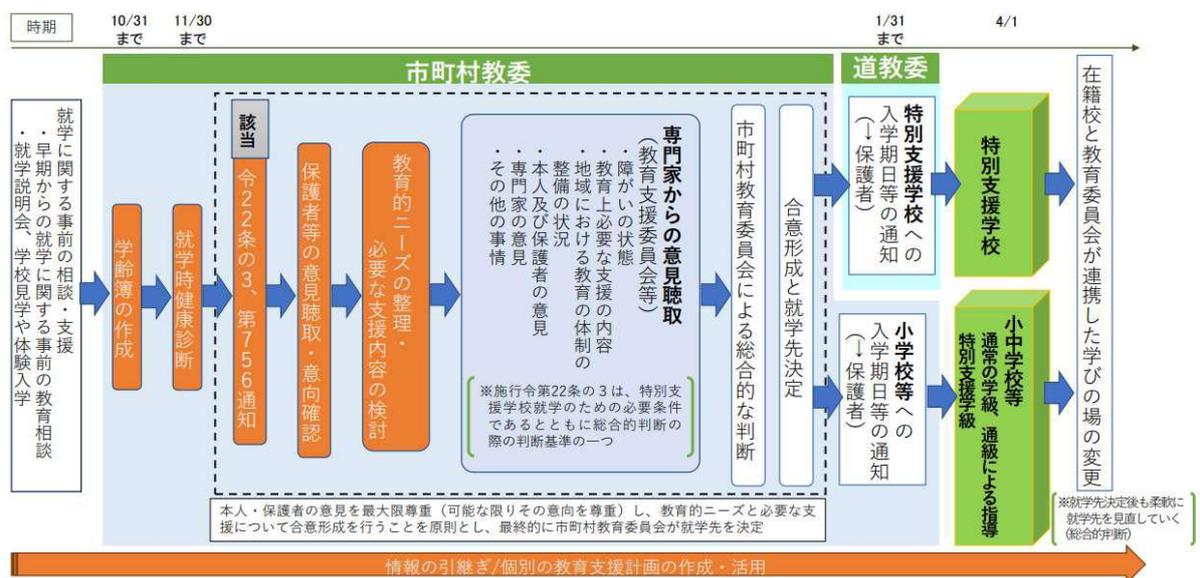
(3) 障がいのある児童生徒の就学先決定について

市町村教育委員会は、障がいのある幼児児童生徒の就学に当たり、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先の判断を行うこととなります。また、各学校では、校内委員会を設け、在籍する児童生徒及び第1学年への入学予定者の中で特別

な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、障がいの状態や発達の段階、特性等を把握し、望ましい教育的な対応について検討します。

■ 就学の手続き

障がいのある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)



「文部科学省初等中等教育局特別支援教育課『障害のある子供の教育支援の手引』令和3年6月」に基づき作成

■ インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムにおいては、「障害者の権利に関する条約」に基づき、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に教育を受けることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

平成24年7月に文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」がまとめられ、インクルーシブ教育システム構築のため特別支援教育を着実に進めていくことが必要であることなどが示されました。同報告等を踏まえつつ、平成25年9月に障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正が行われました。

(4) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月に施行されました。この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

北海道教育委員会では、職員対応要領「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」を作成・配布し、道職員はもとより、道立学校教職員が障がいのある方に適切に対応するよう周知しました。「障がいのある方への対応の基本」のページを掲載しましたので、障がいのある子どもやその保護者への対応の際に参考にしてください。

※市町村立学校の教職員については、市町村教育委員会にお問い合わせください。

2 障がいのある方への対応の基本

(1) 笑顔で明るく対応します

- 不安を感じずに話しやすい雰囲気を感じてもらえるよう、笑顔で対応します。

(2) 困っている方には進んで声をかけます

- まずは、「困っている内容」や「何を支援してほしいのか」を理解することが大切です。
- 障がいの種類や内容を問うのではなく、「どのようなお手伝いが必要か」を本人に尋ねます。

(3) コミュニケーションを大切にします

- コミュニケーションが難しいと思われる場合でも、敬遠したり、分かったふりをせず、「ゆっくりと」、「丁寧に」、「繰り返して」相手の意思を確認し、信頼感の持てる対応を心がけます。結論を急かさず、時には「待つ」ことも大切です。

(4) 柔軟な対応を心がけます

- 相手の話をよく聞き、訪問目的を的確に把握し、たらい回しにしないようにします。
- 対応の方法がよく分からないときは、一人で抱えず、周囲に協力を求めます。

(5) 不快になる言葉は使いません

- 差別的な言葉はもとより、不快に感じられる言葉や子ども扱いした言葉は使いません。

(6) プライバシーには立ち入らないようにします

- 障がいの原因や内容について、必要がないことは聞いたりせず、仕事上で知り得た個人の情報については、守秘義務を守ります。

「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」より

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syokuinntaiouyouryou.pdf>

(5) 体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を推進するため、各学校においては、次に示したような体制の整備及び取組を行う必要があります。

特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握や支援の方策検討等を行うため、校内に発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会（校内委員会）を設置する必要があります。

校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで組織します。

なお、特別支援学校においては、他の学校への支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりについても積極的に進め、地域におけるセンター的機能を発揮していく必要があります。

実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の在籍状況や状態を確かめる必要があります。

さらに、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者や関係機関と連携して検討を進めます。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるため、保護者と十分に話し合うなど連携を図ることが大切です。特に幼稚園、小学校においては、発達障がい等の障がいについては早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うことが大切です。

■ 心理検査の活用方法

心理検査は、個人のもつ心理的特性を客観的に把握するために、心理学的方法論によって作成された測定 of 道具です。子どもの可能性や潜在性を見出し、指導の目標や指導内容・方法等の教育計画を立てるためには、心理検査の特徴を理解しながら子ども理解の補助的な方法として活用することが大切です。

また、心理検査は決して万能ではなく、どの検査にも限界や難点等がありますので、使用目的を明確にし、あくまでも補助的道具として慎重に解釈し、活用する必要があります。

さらには、心理検査の結果はあくまでも検査時における一面を示した資料であり、被検査者である子どもの全てを捉えたものではありません。このような課題を少しでも解決するためには、複数の検査を組み合わせ、総合的に判断することが大切です。

■ 主な検査

領域	検査名
知能検査	・ 田中ビネー知能検査V ・ WISC-IV ・ 日本版KABC-II
発達検査	・ 遠城寺式乳幼児分析発達検査法 ・ 新版K式発達検査
行動・社会性に関する検査	・ 新版S-M社会生活能力検査
その他	・ ITPA言語学習能力診断検査 ・ フロスティッグ視知覚発達検査 ・ 絵画語り発達検査 (PVT-R)

特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付ける必要があります。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育を推進するため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担います。

また、校長は、特別支援教育を学校経営に位置付けるとともに、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めることが大切です。

教育相談

教育相談においては、障がいの有無や原因を明らかにするのではなく、保護者の感じている悩みや不安を受け止めるという姿勢で行うことが必要です。そのためには、子どもの障がいや苦手なことや、問題となる行動にばかりに目を向けるのではなく、子どもができるようになったことや、得意なこと、好きなことを見付けたり、保護者がうまくかかわっている点などを評価したりするなどして、保護者の悩みや不安を和らげることに配慮することが大切です。

また、教育相談は、その後の適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的であり、子どもの可能性を最大限伸ばさせるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者との合意形成を図っていくことが求められます。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（平成25年10月）「教育支援資料」 第2編第1章より

■ 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

- 「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」です。
- 「基礎的環境整備」とは、この「合理的配慮」の基礎となるものであって、障がいのある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のことです。
- 「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」をもとに個別の状況に応じて提供されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなります。

中央教育審議会初等中等教育分科会（平成24年7月23日）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より

学校における合理的配慮の観点（例）

- ① 教育内容・方法
 - ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
 - ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保 など
- ② 支援体制
 - ②-1 専門性のある指導体制の整備
 - ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 など
- ③ 施設・設備
 - ③-1 校内環境のバリアフリー化
 - ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 など

中央教育審議会初等中等教育分科会（平成24年7月23日）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より

基礎的環境整備（例）

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置 など

中央教育審議会初等中等教育分科会（平成24年7月23日）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」参考資料より

2 特別支援学校における教育

特別支援学校においては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的として設置されています。

なお、知的障がい者を教育する特別支援学校では、各教科の目標や内容が学習指導要領に独自に示されています。各学校においては、教科別の指導や道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて行う指導のほか、幼児児童生徒の障がいの状態等によって、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の内容の全部又は一部を合わせて授業を行う「各教科等を合わせた指導」が行われています。また、2つ以上の障がいを併せ有する重複障がいの児童生徒等、障がいの状態により特に必要がある場合には、「自立活動を主とした指導」など弾力的な指導が行えるように配慮した教育課程が編成されています。さらに、障がいのために通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、教員を家庭や医療機関、福祉施設などに派遣して指導を行う訪問教育を行っています。

特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、在籍する幼児児童生徒に対する教育を行うほか、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員への助言・援助、幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する幼児児童生徒や保護者への相談・情報提供など、特別支援教育のセンター的機能を発揮しています。

特別支援学校に入学することが可能な障がいの程度は次のとおりです。

障がい種	障がいの程度
視覚障がい	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障がい	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障がい	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

3 小・中学校等における特別支援教育

- 小学校学習指導要領・中学校学習指導要領（平成29年3月）で示された小・中学校における特別支援教育について

【義務化された事項】

障がいのある児童生徒などへの指導

特別支援学校等の助言・援助を活用し、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に実施

特別支援学級において編成する特別の教育課程

- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の導入
- 各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障がい特別支援学校の各教科に替えたりするなど実態に応じた教育課程の編成
- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用

通級による指導を行う場合の特別の教育課程

- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とした、具体的な目標や内容を定めた指導の実施
- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用

【努力義務として盛り込まれた内容】

通級による指導を受けていない障がいのある児童生徒などへの指導

- 関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」の作成・活用
- 個々の児童生徒の実態の的確な把握に基づく「個別の指導計画」の作成・活用

通級による指導を行う場合の特別の教育課程

自立活動の内容を参考とした指導を実施する際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と「通級による指導」との関連を図るなど教師間で連携

(1) 特別支援学級

特別支援学級は、特別支援学校に比べ障がいの程度が軽く、しかも通常の学級における指導では十分な成果を上げることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校に必要な応じて設置される学級です。その種類としては、弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、言語障がい及び自閉症・情緒障がいがあります。

特別支援学級の対象となる障がいの程度は次の表のとおりです。

障がい種	障がいの程度
知的障がい	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱・身体虚弱	一 慢性の呼吸器疾患その他の疾患等の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
弱視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

難聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
言語障がい	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準ずる者（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものでないものに限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障がい	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

■ 「自立活動」の指導とは

「自立活動」は、障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類、程度及び状態に応じた特別な指導を行う領域です。幼児児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度又は習慣を養うことを目指し、一人一人の障がいの状態等に応じて「6つの区分、27項目の内容」を、指導の効果が上がるように選定し、それらを相互に関連付けて指導します。

区 分	項 目
健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

■ 個別の指導計画

自立活動の指導に当たっては、障がいのある幼児児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などについて個別の指導計画に整理し、教職員の共通理解の下、きめ細かな指導を行うことが大切です。個別の指導計画の作成・活用には、次のことに留意する必要があります。

- ・学習上、生活上の困難さだけでなく、よさも含めた実態把握に努める。
- ・達成可能な短期目標や長期目標を設定し、指導や支援の方法を検討する。
- ・できるだけ数値を入れて評価できるように目標を具体的に設定する。
- ・月ごと、学期ごとにPDCAサイクルで指導の見直しを図る。

個別の指導計画については、「特別支援学級を支えるために～特別支援学級に関するQ & A～」（北海道立特別支援教育センターのWebページに掲載）の関連ページを以下に示しましたので参考にしてください。

「特別支援学級を支えるために～特別支援学級に関するQ & A～」の掲載ページ

F 中学校における個別の指導計画の作成例

学年 第2学年 ○組（自閉症・情緒障がい特別支援学級） 氏名 ○○ ○○

生徒のよさ (○) 学習や生活上の困難さ (▲)		長期目標 (1年後を目標に)	
○ 身体は健康で、性格も明るく活発である。 ○ 数学と体育が好きである。 ▲ 興味がある話題や物から離れられないことが多い。 ▲ 教師に対する好き嫌いがはっきりしており、苦手だと思う教師には一切口をきかない。		・1単位時間を落ち着いて学習に取り組むことができる。 ・苦手だと思う教師に反抗的にならないようになる。	
生徒の「よさ」に着目しました。		個別の教育支援計画に記載のあった保護者の願い「誰とでもコミュニケーションできるようにしてほしい」を踏まえて長期目標を設定しました。	
短期目標 (1～3か月後を目標に)	指導場面	指導や支援の内容・方法 ※配慮事項	評価 (1か月ごとに評価)
・数学と保健体育を中心に50分間のうち30分集中して取り組むことができる。	・特別支援学級 週当たりの時数 国語 4/4 社会 3/3	・1単位時間50分間の学習展開や時間配分について授業の冒頭で知らせ、見直しをもたせる。	・20分程度であれば、教師の言葉かけがなくても集中して学習に取り組めるようになってきている。
★指導や支援の見通しがもつことができます！ ・子どもの実態を的確に捉え、長期目標や短期目標、指導内容や方法等を明記することで、指導や支援の見通しがもてます。		当該生徒の実態を踏まえ、具体的な指導の方策を検討しました。	できるだけ数値を入れて評価するようにしました。
1回話せるようになる。		・日直の仕事に生徒の苦手な教師から家庭への配慮をもらってくる仕事を置付ける。 ※初めは、「お願いします」といって挨拶から始める。 ※当該の教諭に温かく迎えていただくようお願いする。	
学びの場が特別支援学級か交流及び共同学習であるか明確にします。		★PDCAの取組につながります！ ・評価をもとに、指導目標を見直したり、指導や支援の質を高めたりすることにつながります。	
・1日、1回は友達と協力しながら学習できる。	・交流及び共同学習 週当たりの時数 理科 2/4 音楽 1/1 美術 1/1	・当該教科の各時間の目標の実現と道徳の時間のねらいの達成を目指し、通常の学級の担任とのチーム・ティーチングによる個別指導を行う。 ・友達の意見や発表に興味をもつことができるよう、友達の発言や発表を伝え、遠くから声を喚起する。	・友達の発言に対して無関心だったり、否定的な反応をする回数が減り、1週間に1回は、友達と協力して学習できるようになってきている。
★校内の共通理解ができます！ ・校内委員会で個別の指導計画を作成したり、見直したりすることで、校内の教職員の共通理解を図ることができます。		★個別の教育支援計画の作成につながります！ ・個別の教育支援計画の様式の一部を活用したり、転記したりすることで、個別の教育支援計画の作成につなげることができます。	
交流及び共同学習は、あくまでも「学校として計画的に」実施し、保護者や道民に説明できることが大切です。したがって、上記の計画のように、個別の指導計画に、交流及び共同学習の「短期目標」「指導や支援の内容・方法（指導体制を含む）」「評価」を位置付けることが大切です。			

■ 保護者との関係づくり

子どもへの指導を効果的に行うには、保護者との信頼関係を築くことが大切です。そのため、保護者の心情を受け止めつつ、児童生徒への指導内容や方法について共通理解を図ることが大切です。保護者との関係づくりのための留意点について、「特別支援学級を支えるために～特別支援学級に関するQ&A～」の関連ページを以下に示しましたので参考にしてください。

「特別支援学級を支えるために～特別支援学級に関するQ&A～」の掲載ページ

Q10

保護者との関係づくりは、どのようなことに留意する必要がありますか。

A10

信頼関係を築くために大切なことは、例えば、

- ①保護者との日頃のつながりと肯定的な姿勢
保護者は、教師が、自分の子どもをよく理解し、よいところを伝えてくれる、自分の子どもの成長を心配して声をかけてくれる姿を見えています。
- ②保護者支援から協働へ
誰かに助けてもらいたくても、一人で悩み、頑張っている保護者もいます。教師は、保護者の子育ての不安や苦勞を分かろうとする姿勢が大切です。
- ③保護者の人生を大切に
この先生には何を言っても大丈夫という存在となるよう、誰にも言えなかった「我が子の育てにくさ」や、自責の念など、今までの子育てや、一人の人間としての思いをしっかりと聴き、受け止めることが大切です。

「第2回特別支援学級リーダー教員研究協議会（平成27年9月25日）」
国立特別支援教育総合研究所 久保山先生の講演内容より

保護者の立場として、先生から「言われたくない言葉」「してほしくない対応」

【言ってほしくない言葉】

- ・子どもの名前を呼び捨てにしないでほしいです。
- ・「ほかにも特別な対応が必要な子どもがいますので、あなたのお子さんにだけ、特別な対応をすることはできません。」という否定的な発言。
- ・「○○君よりも大変な子どもがいます。だから心配ないでしょ。」という他の子どもと比べる発言。
- ・子どもの発達を心配し、不安になっている保護者に対する「大丈夫です。」「普通ですよ。」など、根拠のない安易な発言。
- ・「△△君はこうですから。」と診断名だけで決め付ける発言。 など

【してほしくない対応】

- ・対応が難しいと感じる子どもをすぐに特別支援学校に送り込もうとする。
 - ・毎日のように、先生が保護者に電話をしてきて、学校での出来事をガミガミと言う。
 - ・「心配いりません。」「何が問題なんですか。」などと言って、保護者の話を聞こうとしない。 など
- 参照 発達障がいのある子どもの指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得するための「校内研修プログラム」より再掲

保護者の立場として、先生から言われて嬉しかった言葉や支援など

【嬉しかった言葉】

- ・交流及び共同学習の際に、通常の学級の先生が「○○くんは、努力家だね。」と声をかけるなど、当該児童を受け入れたり、認めたりする発言をしてくれた。
- ・授業で、適宜、「何が分からない？」と尋ねるなど、子どもの理解の状況を把握してくれた。
- ・担任の先生が全員に「子どもは、一人一人違う。いろいろな人がいて当たり前。」と言ってくれた。

【適切な支援や配慮】

- ・プリントの回答欄にマス目を付けてくれるなど、障がいに対する配慮が具体的だった。
- ・学習発表会で、特別支援学級の児童を開会挨拶の担当にしたり、児童の作品を玄関の目立つ所に展示してくれたりするなど、特別支援学級の児童が全校に認められるよう工夫してくれた。